

年 月 日

大和郡山市長 様

指定給水装置工事事業者名



主任技術者



## 給水装置工事竣工届

下記場所の給水装置工事が竣工しましたので大和郡山市水道事業給水条例第12条第2項の規定に基づき  
検査されたく届出します。

お客様番号	—		
工事場所	( )号地 大和郡山市 番地		
工事申込者			
工事種	仮設		
口径			
届出年月日	年 月 日	受付者	
工事検査日	年 月 日	AM	:
備考			

# 給水装置工事竣工検査チェックシート

お客様番号	—	申込者			
メーター番号	—	指定給水装置工事事業者			
受付年月日	年 月 日				
竣工年月日	年 月 日	主任技術者			
<b>書類検査</b>					
検査項目	検査内容	主任技術者 確認欄	市検査員 確認欄		
付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物が記入されていること。</li> <li>・工事箇所が明記されていること。</li> </ul>				
平面図 及び 立体図 及び 断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則北を上の方に方位が記入されていること</li> <li>・建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。</li> <li>・道路種別付近の状況がわかりやすいこと。</li> <li>・隣接家屋の境界が記入されていること。</li> </ul>	/			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分岐部、メーター位置、明示釘のオフセットが記入されていること。</li> <li>・新設、改良された給水装置は赤色の実線で作成されていること。</li> </ul>	/			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平面図と立面図が整合しており断面図に給水管、既設管及びオフセットが記入されていること。</li> <li>・隠蔽された配管部分が明記されていること。</li> </ul>	/			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の材料、口径及び延長が記入されており、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 給水管及び給水用具は、性能基準適合品を使用し名称が記入されていること。</li> <li>ii) 給水用具の位置が記入されていること。</li> <li>iii) 構造・材質基準に適合した適切な施行方法がとられていること。 (水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等対策の明記)</li> </ul> </li> </ul>	/			
	<b>現場検査</b>				
	検査項目	検査内容	主任技術者 確認欄	市検査員 確認欄	
	屋外の 検査	1. 分岐部オフセット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明示釘等オフセットと整合性あるか。</li> </ul>		
		2. 水道メーター 直結止水栓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メーター位置オフセットと整合性あるか。</li> <li>・メーターは逆付け偏りがなく、水平に取り付けられていること。</li> <li>・メーターの検針、取替に支障がないこと。</li> <li>・直結止水栓の操作に支障がないこと。</li> <li>・直結止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水栓場所のお客様番号がメーター番号と整合性があるか</li> </ul>			/		
3. 埋設深さ			<ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の深さが確保されていること。</li> </ul>	/	
4. 管延長			<ul style="list-style-type: none"> <li>・竣工図面と整合すること。</li> </ul>	/	
5. きょうます類			<ul style="list-style-type: none"> <li>・傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。</li> </ul>		
6. 止水栓 (直止以外)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。</li> </ul>			
配水	1. 配管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること。</li> <li>・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。</li> <li>・配管の口径、経路、構造等が適切であること。</li> <li>・水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。</li> <li>・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。</li> <li>・クロスコネクションがなされていないこと。</li> </ul>	/		
		2. 接合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な接合が行われていること。</li> </ul>	/	
		3. 管種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性能基準適合品の使用を確認すること。</li> </ul>	/	
		給水用具	1. 給水用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性能基準適合品の使用を確認すること。</li> </ul>	
			2. 位置・栓数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水用具の設置場所と栓数が図面と整合性があること。</li> </ul>	/
給水用具	3. 接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な接続が行われていること。</li> </ul>			
	受水槽	1. 吐水口空間の測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。</li> </ul>	/	
機能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水口、動作状態などについて確認すること。</li> </ul>				
耐圧試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の水圧による耐圧検査で、漏水及び抜けなどのないことを確認すること。</li> </ul>	/			
水質の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残留塩素の確認を行うこと。</li> </ul>	/			